

家賃補償保険

重要事項のご説明



株式会社 アソシア

もくじ

重要事項のご説明

契約概要のご説明	2
1. 商品の仕組みおよび引受条件等	2
2. 保険料	2
3. 保険料の払込方法について	2
4. 契約者配当金	2
5. 解約返戻金	2

注意喚起情報のご説明

3

1. 契約申込みの撤回等（クーリングオフ）.....	3
2. 告知義務・通知義務等	3
3. 補償の開始時期	3
4. 保険金をお支払いしない主な場合等	3
5. 破綻時等の取扱い	3
6. ご意見・苦情等のお申し出について	4
7. 特に法令等で注意喚起することとされていること	4
8. 事故が起こった場合	4

その他のご説明

5

1. ご契約時にご注意いただきたいこと	5
2. ご契約後にご注意いただきたいこと	5
3. 事故が起こった場合の手続	5

家賃補償保険“大家の味方”をご契約いただくお客様へ

重要事項のご説明

ご契約前に必ずお読みください。

ご契約前にご確認・ご理解いただきたい特に重要な事項を記載しています。保険契約者と被保険者が異なる場合には、この書面の記載事項を必ず被保険者にもご説明ください。ご不明点は、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

契約概要のご説明

この「契約概要」は、家賃補償保険“大家の味方”のご契約に際して商品内容をご理解いただくために特にご確認いただきたい事項を記載したものです。ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細は、家賃補償保険普通保険約款をご参照ください。

Ⅰ 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品のしくみ

家賃補償保険“大家の味方”（以下、「本保険」といいます。）は、賃貸住宅を所有される方のための保険です。火災・風災・水災・死亡事故等により賃貸住宅建物に損害が発生した場合において、その復旧期間中に生じた家賃収入の損失に対して損害保険金をお支払いします。

(2) 補償の内容

損害保険金	次の事故により保険の対象(*)が損害を受け、その結果生じた家賃の損失に対して、被保険者に損害保険金をお支払いします。
	<ul style="list-style-type: none"> ① 火災、落雷または破裂もしくは爆発による損害 ② 風災、ひょう災 または雪災による損害 ③ 水災による損害 ④ 給排水設備事故の水漏れ等による損害 ⑤ 建物の外部からの物体の衝突等 ⑥ 騒じょう等 ⑦ 保険の対象における居住者の死亡

* 日本国内に所在する、保険証券等に記載された賃貸住宅をいいます。（事業用物件等は保険の対象とすることができません。）

(3) 保険金をお支払いしない主な場合

注意喚起情報のご説明の「4. 保険金をお支払いしない主な場合等」をご参照ください。

(4) セットできる主な特約およびその概要

本保険には、特約はありません。

(5) 保険期間

保険期間は1年間です。

(6) 引受条件（保険金額等）

(1) 保険金額（保険金の支払限度額）の設定

損害保険金の保険金額は、約定家賃額（*1）に約定復旧期間月数（*2）を乗じた額とします。

* 1 約定家賃額：保険の対象の実際の家賃料を超えない範囲で定めます。（区分して賃貸される場合は、それぞれの戸室ごとに定めます。）
なお、次のものについては賃料に含まれません。

①水道、ガス、電気、電話等の使用料金 ②権利金、敷金、礼金、その他の一時金 ③賄料

* 2 約定復旧期間月数：原則として6ヶ月です。

(2) 保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額

弊社は、本保険における保険金の支払額が本保険の計算の基礎に特に著しい影響を及ぼすと認められた場合には、保険期間中に保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

Ⅱ 保険料

保険料は保険金額によって決定されます。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。また、お客様が実際にご契約いただく保険料につきましては、保険契約申込書にてご確認ください。

Ⅲ 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は、保険料の全額を払い込む一時払のみであり、分割払はありません。なお、現金のほかに払込票により保険料を払い込む方法等もあります。詳しくは、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

Ⅳ 契約者配当金

本保険には配当金はありません。

Ⅴ 解約返戻金

保険期間の途中でご契約を解約なさる場合、保険料から、当該金額に既経過月数に応じた所定の解約係数を乗じた額を差し引いた、その残額を返戻します。ご解約の際は、巻末の「異動承認請求書」に必要事項のご記入およびご捺印のうえ、弊社までご郵送ください。

注意喚起情報のご説明

この「注意喚起情報」は、保険契約者にとって不利益になることのある事項など、ご契約に際して特にご注意いただきたい事項を記載したものです。ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細は、家賃補償保険普通保険約款をご参照ください。

① 契約申込みの撤回等（クーリングオフ）

- (1) 申込日またはこの書面を受領された日のいずれか遅い日からその日を含めて**8日以内**であれば、ご契約の申込みの撤回または解除（以下「クーリングオフ」といいます。）ができます。上記期間内（8日以内の消印有効）に次の内容をハガキ等に記載し、弊社の本社宛に必ず郵便にてご通知ください。（取扱代理店ではお申し出を受け付けられませんので、ご注意ください。）

- | | |
|--------------------------|-----------------------------|
| ① クーリングオフされる旨 | ④ ご契約を申し込まれた保険の契約証番号または証券番号 |
| ② ご契約を申し込まれた方の氏名、住所、電話番号 | ⑤ ご契約を申し込まれた代理店名 |
| ③ ご契約を申し込まれた年月日 | |

- (2) クーリングオフされた場合には、すでにお支払いいただいた保険料は全額お返しします。弊社および取扱代理店は、クーリングオフによる損害賠償または違約金を請求しません。

- (3) すでに保険金をお支払する事由が発生しているにもかかわらず、それを知らずにクーリングオフのお申し出をされた場合には、そのお申し出の効力は生じないものとし、保険金をお支払いします。

② 告知義務・通知義務等

(1) ご契約締結時の注意事項

- (1) 以下の事項は保険契約に関する重要事項（告知事項）であり、保険契約者には、ご契約時に告知事項に関して正確にお答えいただく義務があります。申込書記載の告知事項の内容が事実と異なっている場合には、弊社がご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- | | |
|-------------------|---------------------------|
| ① 保険の対象の所在地 | ④ 保険の対象の約定復旧期間 |
| ② 保険契約者の住所・氏名（名称） | ⑤ 保険の対象の戸室ごとの月額家賃および約定家賃額 |
| ③ 被保険者の氏名（名称） | ⑥ 他の保険契約等（重複保険契約）の有無 |

- (2) ご契約時に次のいずれかに該当する事実があった場合には、保険契約が無効または解除となることがあります。

- ① 保険契約締結の際、保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもっての事実。
- ② 保険契約者または被保険者が事実を告知しなかった事実、または事実と異なることを告知した事実。

(2) ご契約後にご連絡いただくべき事項（通知事項等）

ご契約後に次の変更等が生じる場合には、必ず事前に取扱代理店または弊社にご通知ください。ご通知がない場合、弊社がご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- | | |
|-------------------|------------------------|
| ① 保険の対象の全部を譲渡すること | ③ 保険の対象の全部を他の場所に移転すること |
| ② 保険の対象の構造を変更すること | ④ その他、告知事項の内容を変更すること |

※ ご契約後に戸室ごとの月額賃貸料に著しい増減が生じる場合は、取扱代理店または弊社にご通知ください。ご通知がない場合、約定保険金額通りの保険金支払いがなされないことがありますので、ご注意ください。

③ 補償の開始時期

- (1) 弊社の保険責任は、保険証券または保険契約継続証記載の保険期間の初日の0時に始まり、末日の24時に終わります。
- (2) 保険期間が開始した後でも、弊社は保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては保険金を支払いません。

④ 保険金をお支払いしない主な場合等

本保険で保険金をお支払いできない主な損害は、次の通りです。（主な場合のみを記載していますので、詳細は家賃補償保険普通保険約款をご確認ください。）

- ・保険契約者、被保険者、これらの者の法定代理人の故意、重大な過失、法令違反による損害
- ・戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物資による損害
- ・地震、噴火、津波を原因とする損害
- ・取扱代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた損害

⑤ 破綻時等の取扱い

- (1) 弊社が経営破綻した場合でも、損害保険契約者保護機構または生命保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置はありません。また、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約に該当しません。
- (2) 弊社は、この保険における保険金の支払額がこの保険の計算の基礎に特に著しい影響を及ぼすと認められた場合には、保険期間中に保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- (3) 弊社は、想定外の事象の発生により支払保険金の額が財務上特に著しい影響を及ぼすと認められた場合には、保険金を削減して支払うことがあります。

6 ご意見・苦情等のお申し出について

(1) 弊社ご意見・苦情等受付窓口

弊社では、お客様からの保険商品・サービス等に関するご意見・苦情等のお申し出を、下記の窓口にて承っています。お申し出いただいたご意見・苦情等につきましては、真摯に受け止め対応を行います。

【電話でのお申し出】 TEL:0120-936-120 ※受付時間/9:30~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)
【メールでのお申し出】 info@associa-insurance.com

(2) 指定紛争解決機関(ADR 機関)

弊社の保険商品・サービス等に関するご相談および苦情につきましては、お客様の必要に応じて、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、弊社が契約する指定紛争解決機関『少額短期ほけん相談室』をご利用いただくこともできます。当機関は、お客様からのご相談および苦情を受け付け、お客様と弊社との間で生じた紛争を公正かつ中立的な立場から解決支援する機関です。

【『少額短期ほけん相談室』の連絡先】
〒104-0032 東京都中央区八丁堀 3-12-8 八丁堀 SFビル 2 階
TEL:0120-82-1144 FAX:03-3297-0755 ※受付時間/9:00~12:00、13:00~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

7 特に法令等で注意喚起することとされていること

(1) 継続時の保険料の増額または保険金額の減額等

- (1) 弊社は、本保険における保険金の支払額が本保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認められた場合には、保険契約の継続時に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- (2) 想定外の災害の頻発等により本保険が不採算となり、継続契約の引受が困難になった場合には、保険契約の継続を引き受けないことがあります。

(2) 少額短期保険業者がお引き受け可能な保険の範囲

弊社は保険業法に基づき、以下の全てに該当する保険のお引き受けを行っています。(弊社は特定保険業者であった少額短期保険業者として、保険業法施行令附則(平成18年政令第33号)に規定された経過措置の適用を受けています。)

- ① 保険期間は2年以内。
- ② 被保険者1名についての保険金額合計額は、次の金額が上限となります。

新規契約	3,000万円
更新契約(※)	5,000万円

※平成25年3月31日時点で有効に成立しているご契約を引き続き更新する場合、およびこれに準ずる場合をいいます。

- ③ 1保険契約者について引き受けるすべての保険の被保険者の総数は、100名が上限となります。(ただし、1保険契約者についての保険金額合計額が10億円以下である場合は、この限りではありません。)

8 事故が起こった場合

- (1) 本保険で補償される事故が発生した時は、直ちに取扱代理店または弊社にご連絡ください。
(事故受付センター: 0120-956-834)
- (2) 保険金請求権には**3年の時効**がありますのでご注意ください。
- (3) 保険の対象の全部が滅失したときは、ご契約は損害発生時に失効します。それ以外の場合には、保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。

【お客様に関する個人情報の取扱いについて】

本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます)は、保険契約の適正な引受審査・引受、維持・管理、履行のために利用するほか、弊社及び提携先・委託先の業務・商品・サービスのご案内・提供・管理、アンケートの実施、お問合せへの対応等のために利用することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

弊社は、以下の場合を除き、お客様の同意なくお客様の個人情報を第三者に提供することはありません。

- ① 法令に基づく場合
- ② 業務遂行上必要な範囲内で、業務委託先(少額短期保険代理店を含む)に取り扱いを委託する場合
- ③ 再保険契約の締結や再保険の受領のために、再保険会社等に必要な情報を提供する場合
- ④ 保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、また不正な保険金請求を防止するために、他の保険業に関連する企業・団体・協会等と共同利用する場合

※個人情報の取扱いに関する詳細は、弊社ホームページにて『プライバシーポリシー』をご参照ください。
<http://www.associa-insurance.com>

その他のご説明

ご契約に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては家賃補償保険普通保険約款をご参照ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

❶ ご契約時にご注意いただきたいこと

- (1) 保険料をお払込みいただきますと、弊社所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください。
- (2) 取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。
- (3) ご契約の際に設定された保険金額が保険の対象の価額を超えていたことについて、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合、保険契約者はその超過部分についてご契約の始期日から取り消すことができます。
- (4) 補償内容が同様の他の保険契約があると補償に重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認のうえでご契約ください。
- (5) 弊社は地震保険を取り扱っておりません。また、本保険の保険料は地震保険料控除の対象となりません。

❷ ご契約後にご注意いただきたいこと

ご契約後にお渡しする保険証券は、内容をご確認のうえ大切に保管してください。ご契約手続から1か月を経過しても保険証券が届かない場合には、弊社までお問い合わせください。




❸ 事故が起こった場合の手続

- (1) 万一事故にあわれたときは、取扱代理店または弊社へご連絡ください。保険金請求手続について詳しくご案内いたします。

事故受付センター：0120-956-834 (年中無休・24 時間受付)

- (2) 事故発生後、保険の対象である戸室の復旧処置(改装等)に着手する前に、取扱代理店または弊社へご連絡ください。弊社から鑑定人を派遣します。事前連絡なく改装された場合には、弊社鑑定人が算定する推定復旧期間を元に保険金をお支払いさせていただく場合があります。
- (3) 弊社は、必要書類のご提出等の保険金請求手続が完了した日から、その日を含めて原則 30 日以内(※)に必要な調査を行い、保険金をお支払いします。保険金の早期のお支払いに向け、必要書類のご作成・ご提出、事故原因や被害状況の確認にご協力ください。

※特別な照会・調査が不可欠な場合には、別途約款に定める期間内とします。

事故にあわれた場合 (事故受付)	ご契約内容に関するお問い合わせ	弊社保険に関するご意見・苦情
 0120-956-834 受付時間 / 24 時間・年中無休 事故受付以外の業務(初期対応等)は、下記営業時間内に限らせていただきます。 営業時間 / 9:30 ~ 17:30 (土日・祝日・年末年始を除く)	 0120-953-827 受付時間 / 9:30 ~ 17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) ご不明点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。	 0120-936-120 受付時間 / 9:30 ~ 17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) お客様からのご要望・ご不満のお申し出は、真摯に受け止め対応いたします。

《 メモ 》

A series of horizontal dashed lines for taking notes.

保険契約に関するお問い合わせ・契約内容の変更

株式会社アソシア ご契約関連事務受付



0120-953-827

受付時間 9:30～17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

事故のご報告

株式会社アソシア 事故受付センター



0120-956-834

受付時間 年中無休・24時間受付



株式会社 アソシア

〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-5 ダヴィンチ九段2F

TEL. 03-3265-9290 FAX. 03-3265-9291

URL : <http://www.associa-insurance.com>